

「農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則案」及び
「農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部改正案」
についての意見・情報の募集について

令和5年7月5日
農林水産省経営局

この度、「農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則案」及び「農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和5年法律第20号）の施行に際し、同法による改正後の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第24条第3項に基づく農業委員会への報告事項（法人の役員の国籍等）について新たに農林水産省令（以下「構造特区新省令」という。）を定めるとともに、これにあわせ、農地法第3条の許可申請書や農地法第52条の2の農地台帳においても構造特区新省令と同様に記載事項を追加する等の所要の措置を行うもの。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省経営局農地政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省経営局農地政策課企画G

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和5年7月5日～令和5年8月4日

(郵送の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

- ・ 農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則案
- ・ 農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令案